

社団法人 日本産科婦人科学会認定医制度規約

〔第1章 総則〕

第1条 本制度は、産科婦人科学の進歩に応じ、広い知識、練磨された技能、高い倫理性を備えた産婦人科医師の養成と、生涯にわたる研修を推進することにより、産科婦人科医療の水準を高めて、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 社団法人日本産科婦人科学会(以下「本会」という)は、前条の目的を達成するため、社団法人日本母性保護医協会(以下「日母」という)と協力し、日本産科婦人科学会認定医(以下「認定医」という)の認定と、卒後及び生涯研修等に必要な事業を行う。

〔第2章 認定医制度委員会〕

第3条 本会は、本制度の運営のために、中央認定医制度委員会(以下「中央委員会」という)、及び地方部会認定医制度委員会(以下「地方委員会」という)を設置する。

第4条 中央委員会の委員(以下「中央委員」という)は、本会理事会の議を経て、本会会長が委嘱する。

第5条 中央委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、本会理事会の議を経て、本会会長が補充する。

3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 中央委員会に委員長1名、及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、本会理事会の議を経て、本会会長が委嘱する。

3 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

第7条 中央委員会は全委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 地方委員会の委員(以下「地方委員」という)は、本会地方部会長が委嘱する。

第9条 地方委員の任期及び地方委員会の運営は、第5条・第6条・第7条に準じて、地方部会ごとに定める。

第10条 中央委員会及び地方委員会は、小委員会を置くことができる。

第11条 中央委員会委員長は、必要に応じて、全国地方委員会委員長会議を招集することができる。

〔第3章 認定医の審査と登録〕

第12条 認定医の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 我が国の医師免許を有する者
- (2) 通算5年以上本会会員である者
- (3) 第16条に規定された卒後研修指導施設において通算5年以上の臨床研修を終了した者

第13条 認定の審査は、地方委員会における審査(一次審査)と、中央委員会における審査(二次審査)より成る。

2 審査申請の手続き、審査方法、審査料等については、施行細則に定める。

第14条 本会は、施行細則に定める登録手続きを終了した認定審査合格者を、認定医登録原簿に登録し、認定医証を交付する。

〔第4章 卒後研修〕

第15条 本会は、認定医を養成するための卒後研修カリキュラムを定める。(別添)

第16条 本会は、卒後研修のために卒後研修指導施設(以下「研修施設」という)を指定する。

2 研修施設は、卒後研修カリキュラムの実施が可能な医療施設とする。但し、カリキュラムの一部を他の医療施設に委任することができる。

3 研修施設は地方委員会が推薦し、中央委員会が指定する。

4 本会は中央委員会により指定された研修施設に対して、卒後研修指導施設指定証を交付する。研修施設の指定は、5年ごとに更新するものとする。

第17条 研修施設は指導責任医を置かなければならない。

2 指導責任医は、卒後研修カリキュラムの指導が可能な認定医とする。

〔第5章 生涯研修〕

第18条 本制度における生涯研修事業は、本会と日母が共同で行う。

〔第6章 資格の更新〕

第19条 認定医の資格は5年ごとに更新するものとする。但し、施行細則で定める場合はこの限りでない。

第20条 更新の審査は、地方委員会における一次審査と中央委員会における二次審査より成る。

2 更新審査申請の手続き、審査方法、審査料等については施行細則に定める。

第21条 本会は、施行細則に定める登録手続きを終了した更新審査合格者を、認定医登録原簿に登録し、認定医証を交付する。

〔第7章 資格の喪失〕

第22条 認定医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 本会会員の資格を失った場合
- (3) 認定医の資格を辞退した場合
- (4) 資格が更新されなかった場合

第23条 本会は、認定医が次の各号のいずれかに該当するとき、地方委員会及び中央委員会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 認定及び更新の申請に際して、虚偽の記載など、不正の行為があった場合
- (2) 認定医としてふさわしくない行為があった場合

第24条 第22条及び第23条の規定により認定医の資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

〔第8章 不服処理〕

第25条 認定、施設指定、資格喪失等の審査に関して異議がある者は、中央委員会に再審査を請求するこ

とができる。

2 本会は必要により不服処理委員会を設置することができる。

〔第9章 補則〕

第26条 本規約は本会評議員会の承認を得なければ変更することができない。

第27条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

— 附則 —

第1条 本規約は昭和62年4月1日から施行する。但し、本制度に伴う卒後研修は昭和63年度から実施する。

第2条 本規約施行時に既に医師の免許を有し、かつ以下の各号の条件を満たす者は、本制度施行後6年以内(昭和67年度まで)に限り、第12条の規定にかかわらず、経過措置による認定医の認定審査を申請することができる。

- (1) 本規約施行時、通算5年以上本会会員であり、産婦人科医師として活動している者
- (2) 産科婦人科の臨床経験5年以上の優生保護法指定医師、又は、本会所定の卒後研修カリキュラムに準ずる産科婦人科臨床研修を5年以上行った者

第3条 本規約施行年度において既に医師免許を有し、かつ本会会員であるが前条の条件を満たさない者は、本規約施行後6年以内に前条の条件を満たした時に、経過措置による認定審査を申請することができる。

第4条 附則第2条、及び第3条による認定の審査は、書類審査による。

一別添一卒後研修カリキュラム

- I. 産科の臨床
 - 1) 生殖生理学の基本を理解すること
 - a. 母体の生理
 - b. 胎児の分化, 発育の生理
 - c. 胎盤の生理
 - d. 羊水の生理
 - e. 分娩の生理
 - f. 産褥の生理
 - 2) 正常妊娠, 分娩, 産褥の管理
 - 3) 異常妊娠, 分娩, 産褥の管理(リスクの程度を判定し, いかなる症例についても少なくともプライマリケアは行い得ること)
 - 4) 妊, 産, 褥婦の薬物療法(母児双方の安全性を考慮した薬物療法を行い得ること)
 - 5) 産科検査(少なくとも各検査法の原理と適応を理解し, またそのデータにより適切な臨床的判断をなし得ること)
 - a. 妊娠の診断法
 - b. 超音波検査法
 - c. 羊水検査法
 - d. 胎児, 胎盤機能検査法
 - e. 分娩監視装置による検査法
 - f. X線検査法
 - g. その他
 - 6) 産科手術の修得(特に以下について独立して行い得ること)
 - a. 子宮内容除去術
 - b. 鉗子・吸引分娩術
 - c. 骨盤位牽出術
 - d. 帝王切開術
 - 7) 産科麻酔と全身管理(麻酔指導医のもとで必要な麻酔全般にわたる修練を受けることが望ましい)
 - a. 麻酔法の種類と適応を理解すること
 - b. 分娩室において産科麻酔を行い得ること
 - c. 全身管理を行い得ること
 - 8) 新生児の管理
 - a. 新生児の生理を理解すること
 - b. 新生児仮死蘇生術を行い得ること
 - c. 正常新生児を管理すること(minor troubleの治療を含む)
 - d. 新生児異常のスクリーニングを行い得ること
 - e. 未熟児, 病児の出生直後のプライマリケア及び保育法を理解していること
- II. 婦人科の臨床
 - 1) 婦人の解剖, 生理学を理解すること
 - a. 腹部, 骨盤, 泌尿生殖器, 乳房の解剖学
 - b. 泌尿生殖器の発生学
 - c. 性機能系の生理学
 - 2) 婦人科疾患の取扱い
 - a. 感染症(性病を含む)の診断, 治療を行い得ること
 - b. 腫瘍
 - 良性腫瘍(エンドメトリオーシスを含む)の診断, 治療を行い得ること
 - 悪性腫瘍
 - 少なくとも早期診断, 病理, 治療についての一般的知識を有すること
 - c. 内分泌異常(発育, 性分化異常を含む)
 - 一般治療に必要な知識と経験を有すること
 - d. 不妊症
 - 一般治療に必要な知識と経験を有すること
 - e. 性器の垂脱
 - 診断, 治療を行い得ること
 - f. 婦人科心身症(更年期障害を含む)
 - 検査, 診断, 治療を行い得ること
 - g. 乳房疾患
 - 乳房検診を行い得ること
 - h. その他の一般治療に必要な疾患診断, 治療を行い得ること
 - 3) 婦人科疾患の全身管理を行い得ること
 - a. 救急時の全身管理
 - b. 輸液
 - c. 輸血
 - d. 薬物療法
 - 4) 婦人科手術 その1
 - a. 術前, 術後の全身管理を行い得ること
 - b. 手術のリスクを評価し得ること
 - c. 術後合併症の診断と処置が出来ること
 - 5) 婦人科手術 その2
 - a. 主治医として以下の手術を執刀できること
 - 子宮内容除去術
 - 付属器摘出術

単純子宮全摘出術(腹式, 腔式)

子宮脱に対する根治手術

b. 悪性腫瘍の根治手術の助手を務めた経験のあること

6) 放射線療法

a. 放射線の種類, 特徴など基礎的事項を理解していること

b. 治療法の種類, 特徴を理解し, 適応について意見を述べられること

c. 治療中の患者管理を行い得ること

d. 放射線防禦の基礎知識を有すること

III. 産婦人科の内分泌学

1) 性機能系に関するホルモンの種類, 生理作用, 作用機序, 代謝などを理解すること

2) 内分泌検査法の原理と適応を理解し, 結果の判定が可能なこと

a. 基礎体温測定法

b. 頸管粘液検査法

c. 腔内容塗抹検査法

d. 各種ホルモン測定法

e. 各種ホルモン負荷試験

3) ホルモン療法の種類と原理を理解し, その経験を有すること

a. 排卵誘発法, 排卵抑制法

b. 子宮出血止血法, 子宮出血誘発法

c. 黄体機能不全治療法

d. 乳汁分泌抑制法(高プロラクチン血症治療法)

e. 更年期障害治療法

f. 月経随伴症状治療法

4) 産科内分泌

a. 胎盤ホルモンの種類, 生理作用, 作用機序, 妊娠経過による変化などを理解すること

b. 胎児胎盤系におけるステロイドホルモン産生の機序と臨床的意義を理解すること

c. 子宮収縮(分娩)に関係するホルモン(オキシトシン, プロスタグランジンなど)の基礎知識を有し, それを臨床に用いられること

d. 乳汁分泌の機序を理解すること

IV. 産婦人科の感染症学

1) 婦人性器の感染症

a. 性器感染症の特徴を理解すること

b. 病原体の種類, 検出法, 感染による症状を理解すること

2) 産科の感染症

a. 妊婦における感染症の特殊性を理解すること

b. 胎内感染と胎芽, 胎児病(先天異常)の関係を理解し, 患者を指導し得ること

c. 周産期感染の診断, 治療, 予防が出来ること

d. 新生児感染症の取扱い方法を理解していること

3) 治療法

a. 抗菌剤の種類と特徴を理解していること

b. 抗菌剤の選択を適切に行い得ること

c. 禁忌, 副作用を理解していること

V. 産婦人科病理学

1) 婦人性器の基本的な組織構造を理解していること

2) 婦人科腫瘍の病理組織学的特徴を理解していること

3) 病理組織学的診断の内容を的確に理解し, それにより治療方針を決定し得ること

4) 細胞学的診断(スメア検査)の内容を的確に理解し得ること

5) 染色体および性染色質検査法を理解していること

6) 剖検例の見学が望ましい

VI. 母性衛生

1) 妊, 産, 褥婦, 新生児の保健指導を行い得ること

2) 家族計画の指導を行い得ること(経口避妊薬の投与, IUDの挿入・抜去を含む)

3) 優生保護法など母性衛生関連法規を理解していること

VII. 認定医としての一般的要件

1) 社会保険制度の概要を理解していること

2) 診療記録の作成, 整理を適切に行い得ること

3) 患者あるいは関与する他の医師, パラメディカル, その他との信頼関係を確立するに足る倫理と人間性を有すること